

原子力立地給付金の交付について

電気料金の値上げ等に対する生活支援の観点から、電源立地地域対策交付金制度に基づき、交付金の一部を給付金として交付します。

◇給付対象施設：幌延深地層研究センター

◇対象者：幌延町で10月1日現在、北海道電力株式会社と電気需給契約のある方。

※一般家庭における従量電灯、時間帯別電灯などの契約

◇交付金額：電灯契約1口あたり 8,100円（年額）

◇交付方法：電気料金振替口座への振込み等

◇交付時期：平成28年11月中旬以降

平成28年度 エネルギー関連施設見学会

10月8日（土）～10月10日（月）

【広報・調査等交付金事業】

昨年度開催した一般町民向けのエネルギー関連施設見学会を、継続開催の要望を受け今年度も開催しました。

幌延町在住の19名の参加者が、2泊3日の日程で幌延深地層研究センター、東海研究開発センター（茨城県東海村）、大洗研究開発センター（茨城県大洗町）の3つの施設を見学しました。

幌延町での深地層の研究や東海村並びに大洗町で行われている研究開発についての説明を受け、エネルギーに関する知識の向上が図られました。

施設の見学では、厳重なセキュリティーチェックを受けたあとに、高温ガス炉やウォリティーとエントリーに分かれる研究施設などを見学し、非常に貴重な体験をすることができました。



固定資産税の家屋に係る手続きについて

○家屋を取り壊した場合

「家屋滅失届」を提出してください。現地確認を行った後、家屋の滅失処理をすることにより、翌年度から課税されなくなります。

○家屋の名義を変更した場合

「家屋名義変更届」を提出してください。なお、登記されている家屋については、所有権移転登記をすることにより、家屋名義変更届の提出が不要となります。

○家屋を新築・増築した場合

新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、担当職員が家屋調査に伺いますので、完成後お早目にご連絡ください。

○留意事項

- ・固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されますので、1月2日以降に取り壊した家屋については、その1年間は課税されることになります。反対に、1月2日以降に新築された場合には、その1年間は課税されません。
- ・住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなるため、土地に係る固定資産税が高くなる場合があります。
- ・各種手続き等について、不明な点がありましたら、住民生活課税務保険グループまでお問い合わせください。

問合せ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812